

リノベーション協議会

本協議会が定める「住宅リノベーション(リフォーム)工事実施判断の基準」

(汚いイメージの払しょく)

1. 下記に定める各部位について下記の適合基準に満たない場合に、リノベーション(リフォーム)工事を実施すること。また、リノベーション(リフォーム)工事完了後に、新規交換/既存利用に拘わらず各項目の適合基準を満たしていること。

部位		適合基準
屋外(戸建のみ)	外壁	著しい腐朽、破損、割れ、ひび、はがれがないこと
	屋根	著しい腐朽、破損、割れ、ひび、雨漏りがないこと
	バルコニー	著しい腐朽、破損、腐食、手すりのぐらつきがないこと
屋内	床	著しいカビ、はがれ、汚れ、悪臭がないこと
	壁	著しいカビ、はがれ、汚れ、悪臭がないこと
	天井、小屋組	著しいカビ、はがれ、汚れ、悪臭がないこと
	外部建具(玄関、窓、網戸、サッシ)	開閉不良、破損、雨漏りがないこと
	内部建具	開閉不良、破損がないこと
	キッチン	著しい汚れ、腐朽、腐食、破損がないこと
	洗面	著しい汚れ、腐朽、腐食、破損がないこと
	トイレ	著しい汚れ、腐朽、腐食、破損がないこと
浴室	著しい汚れ、腐朽、腐食、破損がないこと	

リノベーション・リフォームを実施せずに販売する場合は、「上記に適合するための」リノベーション・リフォームに関する提案書(費用に関する情報を含むもの)を付すとともに、住宅購入者の求めに応じてリフォーム事業者をあっせんすること。

(築浅、直近リノベ済など上記に適合している物件は不要)

2. 外装(戸建のみ)、主たる内装、台所、浴室、便所及び洗面設備の現況の写真等を閲覧できるようにすること